

# 一般社団法人 アクト・ビヨンド・トラスト

## 寄付金取扱規定

(目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人アクト・ビヨンド・トラスト（以下、この法人という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の種類及び募集)

**第2条** この法人が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 個人または団体から使途の特定がなされずに受領する寄付金
- (2) 特別寄付金 広く一般社会に、この法人が使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金
- (3) 指定寄付金 前号のほか、個人または団体から使途の特定がなされて受領する寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金の募集及び使途)

**第3条** この法人は常時一般寄付金を募ることができる。

- 2 一般寄付金の募集は、寄付者にこの規定を示し、了解を得るものとする。
- 3 一般寄付金は、寄付金総額の 50%以上をこの法人の公益目的事業に使用するものとする。

(特別寄付金の募集及び使途)

**第4条** 特別寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金要項」という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特別寄付金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部または一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は、募集総額の 30%以下でなければならない。

(募金要項の交付等)

**第5条** この法人が特別寄付金を募集するときは、募金要項を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金要項を公開し、これに賛同して寄付した者へは事後に交付することができる。

(募金に係る結果の報告)

**第6条** この法人は、特別寄付金の募集期間終了後速やかに寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開でこれに代えることができる。

2 この法人は、特別寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開でこれに代えることができる。

(指定寄付金の募集及び使途)

**第7条** この法人は、常時指定寄付金を募ることができる。

2 前項の寄付金については、全額を寄付者の特定した使途に使用する。

3 第1項の寄付金について、寄付者から資金の使途、寄付金の管理運用方法その他寄付金の受領に伴うこの法人の負担に関わる条件が付されている場合は、その受領につき、理事会の承認を求めなければならない。

4 第1項の寄付金が、この法人の業務遂行上支障があると認められるもの、この法人が受け入れるには社会通念上不適切と認められるものである場合及びこれらの恐れがあると認められるものであるときは、当該寄付金を辞退するものとする。

(受領書等の送付)

**第8条** この法人は、寄付金を受領したときは、礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の寄付金の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

**第9条** この法人が受領する寄付金については、公益認定法施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

**第10条** 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報の保護に関する規則に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(その他)

**第11条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは別に定めるものとする。

(改廃)

**第 1 2 条** この規程の改廃は理事会の承認を必要とする。

**附 則**

本規程は、2025 年 6 月 1 日より施行する。